

鹿児島県造林事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、森林資源の造成と県土の保全を図るため、予算の定めるところにより造林事業を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の交付の対象となる事業のうち次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に掲げる場合に該当するものに限る。

- (1) 森林環境保全直接支援事業（次号及び第3号に掲げる事業を除く。） 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に基づく森林環境保全整備事業計画（以下「森林環境保全整備事業計画」という。）に基づいて行われる場合であって、当該事業が森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。），森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）（以下これらを「森林経営計画等」という。）に基づいて行われるとき。
- (2) 森林環境保全直接支援事業のうち間伐及び更新伐に係るもの 森林環境保全整備事業計画に基づいて行われる場合であって、当該事業が次のアからウまでのいずれかに該当するとき。
 - ア 森林経営計画に基づいて行われるとき（森林経営計画に基づいて行われる間伐又は更新伐と一体的に森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内又は森林経営計画対象林班と隣接し、かつ、路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で間伐又は更新伐が行われるときを含む。）。
 - イ 特定間伐等促進計画に基づいて行われるとき。
 - ウ 実施権配分計画に基づいて行われるとき。
- (3) 森林環境保全直接支援事業のうち人工造林及び樹下植栽等に係るもの 森林環境保全整備事業計画に基づいて行われる場合であつて、当該事業が森林経営計画等に基づいて行われるとき、又は森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採造林届出」という。）に基づいて行われる場合（新たに同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象民有林となつた林分において行うものその他の伐採造林届出を要しない場合を含む。）
- (4) 森林環境保全直接支援事業のうち下刈及び倒木起こしに係るもの 森林環境保全整備事業計画に基づいて行われる場合であつて、森林経営計画等に基づかないで行われるとき。

- (5) 特定森林再生事業（森林緊急造成に限る。） 森林環境保全整備事業計画に基づいて行われる場合であって、次のア又はイに掲げる事業主体（別表に規定する事業主体をいう。以下この号及び次号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる場合
- ア 市町村 当該市町村が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行う場合であって当該森林の所有者と協定を締結した森林、森林經營管理法第4条の規定により市町村が經營管理権の設定を受けた森林、又は寄附、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約の解除等により公有化した森林で当該事業を行う場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）
- イ 市町村以外の事業主体 当該事業主体が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行う場合であって、地方公共団体及び当該森林の所有者と協定を締結したとき。
- (6) 特定森林再生事業（被害森林整備に限る。） 次のア又はイに掲げる事業主体の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに掲げる場合
- ア 市町村 当該市町村が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行う場合であって、当該森林の所有者と協定を締結したとき、森林經營管理法第4条の規定により經營管理権の設定を受けて事業を実施する場合、又は、当該市町村が自ら所有する森林で当該事業を行う場合
- イ 市町村以外の事業主体 当該事業主体が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行う場合であって、地方公共団体及び当該森林の所有者と協定を締結したとき。

2 補助金の交付の対象となる事業の規模は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める基準を満たすものとする。ただし、奄美市及び大島郡の区域において行う事業又は水田跡地の人工造林に係る事業にあっては、1施工地の面積が0.05ha以上とする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業 1施工地の面積が0.1ha以上なお、特定森林再生事業の森林緊急造成において、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施工地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、第3条に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施工地を除いた施工地の面積の合計が2.5ha以上
- (2) 森林環境保全直接支援事業のうち間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 森林經營計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、第3条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林經營計画又は特定間伐等促進計画ご

とに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり 10m^3 以上
イ 実施権配分計画に基づいて行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 施業図
 - (2) 位置図
 - (3) 完成写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、その他知事が定める書類
- 3 補助金の交付の申請、請求及び受領については第三者に委任することができるものとし、その場合の申請書は、第1項の規定にかかわらず、別記第2号様式によるものとする。
- 4 前項の申請書には、第2項に規定するもののほか、委任状を添付しなければならない。
- 5 申請書は、事業終了後速やかに提出するものとする。
- 6 造林事業を行ったもののうち、次の各号いずれかに該当する者（以下「暴力団関係者等」という。）は、補助金の申請を行うことができない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
 - (3) 暴力団関係者（鹿児島県暴力団排除条例第2条第4号の規定する暴力団関係者をいう。）

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金に係る造林事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定森林再生事業（保全松林緊急保護整備を除く。）にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該造林事業の施行地の森林以外の用途への転用（当該造林事業の施行地について所有権を移転し、又は賃借権、地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定させた後、当該施行地についてなされる森林以外への転用を含む。以下同じ。）又は当該造林事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじ

め知事にその旨を届け出るとともに、知事が当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)を公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない理由によるものと認めた場合を除き、当該造林事業の施行地のうち当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金に相当する額を返還すること。

- (2) 森林経営計画について森林法第11条第5項（同法第12条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者（以下「計画策定者等」と総称する。）が森林経営計画等に基づいて行う事業であつて、別に定める査定係数が適用されるもののうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業が当該査定係数以外の査定係数であつて別に定めるもの（以下「その他の査定係数」という。）が適用される場合にあっては、当該交付を受けた補助金相当額とその他の査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- (3) 第2条に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消しとなった場合は、当該取消しとなった実施権配分計画に基づき、当該取消しを受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額その他の査定係数が適用される場合にあっては、当該交付を受けた補助金相当額とその他の査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 成林に必要な保育管理を適切に行うこと。
- (5) 更新伐を行った場合において、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過した後、更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 前号に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (7) 長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において、立木の材積が長期育成循環施業通知に基づき締結された長期育成循環施業協定若しくは森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において、施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金額を返還すること。
- (8) 前条第3項の規定により委任を受けた者は、前各号に規定する事項を委任者に周知徹底させること。

- (9) この補助金に係る造林事業を行つた者が暴力団関係者等であることが判明したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第5条 知事は、申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

ただし、当該補助金に係る造林事業を行つた者が暴力団関係者等であることが判明したときには、この限りでない。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第4号様式によるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定がなされる補助金について適用

し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

森林環境保全直接支援事業	種類	内容	事業主体	補助金の交付の対象となる事業	補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
1 ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈 エ 倒木起こし オ 枝打ち カ 除伐 キ 保育間伐	ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う苗木の植栽（補植を含む。）及びこれらに伴う作業（以下「人工造林の作業」という。）	ア 市町村 イ 森林所有者 ウ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。） エ 森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。） オ 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。） カ 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）（オ及びカについては、人工造林、樹下植栽等、下刈又は倒木起こしを行なう場合に限る。） キ 森林法第11条に規定する森林經營計画の認定を受けた者（以下「森林經營計画策定者」という。） ク 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ケ 森林經營管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定によ	地ごしらえ、植付け、低質林等における前生樹の伐倒・除去に要する経費 地ごしらえ、植付け、植付けに伴って行う地表かき起こし、不良木のとう汰、不用ぼう芽・不用木の除去、巻枯らし及び林木の枝葉の除去に要する経費 雑草木の除去に要する経費 倒木起こしに要する経費 林木の枝葉の除去に要する経費 不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費 不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費	知事が別に定める基準により査定した額（以下「査定額」という。）に10分の4（森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第9条に規定する森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれに必要な路網整備については、10分の5）を乗じて得られる額	
	イ 樹下植栽等	優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業（以下「長期育成循環施業」という。）の対象森林にあっては、上層木が10齢級以上の人造林）において行う苗木の植栽、不良木のとう汰及びこれらに伴う作業（以下「樹下植栽等の作業」という。）又は天然更新による森林の育成を目的として行う樹下植栽等の作業				
	ウ 下刈	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては、下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては、下層木が8齢級以下）の林分において行う雑草木の除去				
	エ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病害虫等による倒伏木の倒木起こし（以下「倒木起こしの作業」という。）				
	オ 枝打ち	6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去、12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去又は18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去				
	カ 除伐	下刈が終了した5齢級以下（天然林にあっては、12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰（以下「除伐の作業」という。）				
	キ 保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密				

		度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰	り都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）	
ク 間伐		12齢級以下の林分又は森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齡以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木のとう汰及び搬出集積		不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木のとう汰及び搬出集積に要する経費
ケ 更新伐		18齢級以下の林分又は標準伐期齢に2を乗じた林齡以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合は、10齢級以上に限る。）の林分において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木のとう汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らし（以下「更新伐の作業」という。）		不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木のとう汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしに要する経費
コ 鳥 附 帶 施 設 等 整 備	(ア) a 施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るために行う鳥獣害防止施設等の整備		鳥獣害防止施設等の設置に要する経費
	(イ) b 施設改良	既設の鳥獣害防止施設（ただし、市町村森林整備計画定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。以下同じ。）の改良		既設の鳥獣害防止の改良に要する経費
	(ア) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林の造成・整備に附帯する林内作業場及び林内かん水施設の整備		苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備に要する経費
	(イ) 林床保全整備	造林地の保全を目的として、土壤の適性維持を図るために行う下層植生の誘導及び間伐材等の活用による簡易な工作物の作設等（以下「林床保全整備」という。）		枝葉の除去、植付け、雑草木の除去及び小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等に要する経費

	(イ) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備。ただし、アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施するものであって、全体の事業量のうち荒廃竹林の整備の事業量がアからケまでの施業に係る事業量を超えないものに限る。	荒廃竹林の整備に要する経費	
サ 森林作業道整備		アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する鹿児島県森林作業道作設指針（平成23年3月7日付け森整第7293号環境林務部森林整備課長通知。以下「作設指針」という。）に適合する森林作業道の開設、改良及び復旧（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となつた森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）	森林作業道の開設及び改良に要する経費	

補助金の交付の対象となる事業				補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
種類		内 容	事 業 主 体		
特 定 森 林 緊 急 再 造 生 成 事 業	(1) ア 人工造林	優良な育成单層林の人工林の造成を目的として行う人工造林の作業	市町村、森林整備法人等、森林組合等及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、民間事業者	地ごしらえ、植付け、低質林等における前生樹の伐倒・除去に要する経費	査定額に10分の4（市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成については、10分の5）を乗じて得られる額
		イ 樹下植栽等		地ごしらえ、植付け、植付けに伴って行う地表かき起こし、不良木のとう汰、不用ぼう芽・不用木の除去、巻枯らし及び林木の枝葉の除去に要する経費	
	ウ 下刈	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては、下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては、下層木が8齢級以下）の林分において行う雑草木の除去		雑草木の除去に要する経費	
	エ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う倒木起こしの作業		倒木起こしに要する経費	
	オ 除伐	下刈が終了した5齢級以下（天然林にあっては、12齢級以下）の林分において行う除伐の作業		不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費	
	カ(ア) 鳥 附 帶 害 施 設 止 施 設 等 整 備	a 施設等整備		鳥獣害防止施設等の設置に要する経費	
		b 施設改良		既設の鳥獣害防止の改良に要する経費	
	(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林の造成・整備に附帯する林内作業場及び林内かん水施設の整備		苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備に要する経費	
	(ウ) 林床保全整備	造林地の保全を目的として、土壤の適性維持を図るために行う林床保全整備		枝葉の除去、植付け、雑草木の除去及び小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等に要する経費	
	(エ) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備。ただし、アからオまでのいずれかの施業と一体的に実施するものであって、全体の事業量のうち荒廃竹林の整備の事業量がアからオまでの		荒廃竹林の整備に要する経費	

		施業に係る事業量を超えないものに限る。	
キ 森林作業道整備	アからオまでのいずれかの施業と一体的に実施する作設指針に適合する森林作業道の開設、改良及び復旧		森林作業道の開設及び改良に要する経費

補助金の交付の対象となる事業				補助金の額	
種類		内 容	事 業 主 体		
特 定 森 林 再 生 整 備 事 業	2(2)ア	人工造林	優良な育成单層林の人工林の造成を目的として行う人工造林の作業	市町村、森林整備法人等、森林組合等、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等及び民間事業者並びに森林経営計画策定者（当該森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を行う場合に限る。）	地ごしらえ、植付け、低質林等における前生樹の伐倒・除去に要する経費
	イ	樹下植栽等	優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業の対象森林にあっては、上層木が10齢級以上の人工林）において行う樹下植栽等の作業又は天然更新による森林の育成を目的として行う樹下植栽等の作業		地ごしらえ、植付け、植付けに伴って行う地表かき起こし、不良木のとう汰、不用ぼう芽・不用木の除去、巻枯らし及び林木の枝葉の除去に要する経費
	ウ	下刈	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては、下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては、下層木が8齢級以下）の林分において行う雑草木の除去		雑草木の除去に要する経費
	エ	倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う倒木起こしの作業		倒木起こしに要する経費
	オ	枝打ち	18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去		林木の枝葉の除去に要する経費
	カ	除伐	下刈が終了した5齢級以下（天然林にあっては、12齢級以下）の林分において行う除伐の作業		不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費
	キ	保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木のとう汰及び搬出集積（被害木を含む。）		不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰及び搬出集積に要する経費
	ク	更新伐	18齢級以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合は、10齢級以上に限る。）の林分において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする更新伐の作業		不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木のとう汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしに要する経費
	ケ 附 帶 施 防	(ア)a	施設等整備		鳥獣害防止施設等の設置に要する経費

設 止 施 設 等 整 備		の整備	
整 備	b 施設改良	既設の鳥獣害防止施設の改良	既設の鳥獣害防止の改良に要する経費
(イ) 荒廃竹林整備		周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備。ただし、アからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するものであって、全体の事業量のうち荒廃竹林の整備の事業量がアからクまでの施業に係る事業量を超えないものに限る。	荒廃竹林の整備に要する経費
ヨ 森林作業道整備		アからクまでのいずれかの施業と一体的に実施する作設指針に則る森林作業道の開設、改良及び復旧	森林作業道の開設及び改良に要する経費

補助金の交付の対象となる事業				補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
種類		内 容	事 業 主 体		
特保 定全 森林 林 再生 急事 業 保護 整備	2(3)ア 人工造林	優良な育成单層林の人工林の造成を目的として行う人工造林の作業	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び民間事業者並びに森林經營計画策定者（当該森林經營計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を行う場合に限る。）	地ごしらえ、植付け、低質林等における前生樹の伐倒・除去に要する経費	査定額に10分の7を乗じて得られる額
	イ 樹下植栽等	優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業の対象森林にあっては、上層木が10齢級以上の人工林）において行う樹下植栽等の作業又は天然更新による森林の育成をして行う樹下植栽等の作業		地ごしらえ、植付け、植付けに伴って行う地表かき起こし、不良木のとう汰、不用ぼう芽・不用木の除去、巻枯らし及び林木の枝葉の除去に要する経費	
	ウ 下刈	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては、下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては、下層木が8齢級以下）の林分において行う雑草木の除去		雑草木の除去に要する経費	
	エ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う倒木起こしの作業		倒木起こしに要する経費	
	オ 除伐	下刈が終了した5齢級以下（天然林にあっては、12齢級以下）の林分において行う除伐の作業		不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費	
	カ 保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰		不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費	
	キ 衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却並びに薬剤処理		不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却並びに薬剤処理に要する経費	
	ク 更新伐	18齢級以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合は、10齢級以上に限る。）の林分において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする更新伐の作業		不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木のとう汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしに要する経費	
	ケ(ア) a 施設等整備 鳥	健全な森林の造成・保全を目的として、野生鳥獣によ		鳥獣害防止施設等の設置に要する経費	

附 帶 施 設 等 整 備		る森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るために行う鳥獣害防止施設等の整備		
	b 施設改良	既設の鳥獣害防止施設の改良	既設の鳥獣害防止の改良に要する経費	
	(イ) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備。ただし、アからクまでのいずれかの施業と一体的に実施するものであって、全体の事業量のうち荒廃竹林の整備の事業量がアからクまでの施業に係る事業量を超えないものに限る	荒廃竹林の整備に要する経費	
	ヨ 森林作業道整備	アからクまでのいずれかの施業と一体的に実施する作業指針に則る森林作業道の開設、改良及び復旧	森林作業道の開設及び改良に要する経費	

備考

- 1 この表における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。
- 2 この表における鳥獣害防止施設については、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

別記
第1号様式（第3条関係）

番年月日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)

年度造林事業補助金交付申請書

別紙のとおり事業を終了したので、補助金を交付されるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県造林事業補助金交付要綱第3条の規定により、申請します。

別紙

造林事業内訳表

事業の区分		種類区分	作業区分	補助区分	計画番号	事業の施行地	森林の位置				事業主体	事業実行者	森林所有者	樹種	林齡	面積(延長)	植栽本数	ha当たり本数	雇用の区分	伐採率	搬出材積	枝下高	備考
番号	区分						林班	準林班	小班	枝班													
施行地	枝番				森林經營計画又は特定間伐等促進計画又は經營管理実施権配分計画																		

注 1 この申請書は、森林環境保全直接支援事業又は特定森林再生事業（森林緊急造成、被害森林整備又は保全松林緊急保護整備）ごとに提出する。

2 事業の区分の欄には、1の事業を記入する。

3 種類区分の欄には、育单（育成单層林整備）又は育複（育成複層林整備）の別を記入する。

4 作業区分の欄には、人工造林、樹下植栽等、下刈、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、衛生伐、更新伐、附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備又は荒廃竹林整備）又は森林作業道整備の別を記入する。

5 補助区分の欄には、森林經營計画、特定間伐等促進計画又は經營管理実施権配分計画の有無を記入する。

6 計画番号の欄には、該当する計画の承認番号を記入する。

7 森林作業道については、備考の欄に路線名を、面積の欄に延長を記入する。

8 事業実行者の欄には、森林所有者又は事業発注者からの委託又は請負により実作業を行つた者を記入する（事業主体が自ら所有する森林で自ら作業を実施した場合は、記入を要しない。）。

9 特殊地ごしらえについては、備考の欄にその旨を記入する。

10 附帯施設等整備における鳥獣害防止施設等整備については、備考の欄に防護柵の延長を記入する。

11 雇用の区分の欄には、事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合は、○を記入する。

12 作業区分ごとに細計を記入し、最後に計を記入する。

第2号様式（第3条関係）

番号
年月日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)

年度造林事業補助金交付申請書（委任分）

別紙のとおり事業を終了したので、補助金を交付されるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県造林事業補助金交付要綱第3条の規定により、申請します。

別紙

造林事業内訳表

事業の区分		種類区分	作業区分	補助区分	計画番号 森林經營計画又は特定間伐 等促進計画又は經營管理実 施権配分計画	事業の 施工地	森林の位置				事業 主 体 名	事業 実 行 者	森 林 所 有 者	樹 種	林 齡	面積 (延 長)	植 栽 本 数	h a 当 り 本 数	雇 用 の 区 分	伐 採 率	搬 出 材 積	枝 下 高	備 考			
番号	区分						林班	準 林 班	小 班	枝 班																
施行地	枝番																									
																		年	ha (m)	本	本	%	m ³	m		

- 注 1 この申請書は、森林環境保全直接支援事業又は特定森林再生事業（森林緊急造成、被害森林整備又は保全松林緊急保護整備）ごとに提出する。
- 2 事業の区分の欄には、1の事業を記入する。
- 3 種類区分の欄には、育单（育成单層林整備）又は育複（育成複層林整備）の別を記入する。
- 4 作業区分の欄には、人工造林、樹下植栽等、下刈、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、衛生伐、更新伐、附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備又は荒廃竹林整備）又は森林作業道整備の別を記入する。
- 5 補助区分の欄には、森林經營計画、特定間伐等促進計画又は經營管理実施権配分計画の有無を記入する
- 6 計画番号の欄には、該当する計画の承認番号を記入する。
- 7 森林作業道については、備考の欄に路線名を、面積の欄に延長を記入する。
- 8 事業実行者の欄には、森林所有者又は事業発注者からの委託又は請負により実作業を行つた者を記入する（事業主体が自ら所有する森林で自ら作業を実施した場合は、記入を要しない。）。
- 9 特殊地ごしらえについては、備考の欄にその旨を記入する。
- 10 附帯施設等整備における鳥獣害防止施設等整備については、備考の欄に防護柵の延長を記入する。
- 11 雇用の区分の欄には、事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合は、○を記入する。
- 12 作業区分ごとに細計を記入し、最後に計を記入する。

第3号様式（第5条関係）

番年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度造林事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度造林事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確定しました。

なお、委任を受けた者がこの補助金を受領したときは、別紙内訳書に基づき速やかに委任者に支払ってください。

- | | | |
|-----------|------------------------|------|
| 1 事業の種類 | 事業 (| 整備) |
| 2 交付決定額 金 | 円 | |
| 3 交付確定額 金 | 円 | |
| 4 交付の条件 | 鹿児島県造林事業補助金交付要綱第4条のとおり | |

別紙

補 助 金 交 付 金 額 内 訳 表

整 理 番 号	事 業 主 体		事業の施行地	面 積	補 助 金	備 考
	住 所	氏 名				

第4号様式（第6条関係）

番年月日

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の)
所在地、名称及び代表者の氏名

年度造林事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け 第　　号の交付決定及び交付確定通知書に基づく 年度造林
事業補助金の交付を受けたいので、鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求し
ます。

記

請求金額 金　　円

預金口座番号
金融機関名 本・支店
当座 号
(フリガナ) 普通
預金口座名義